公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２１５号
埼玉県川越市大字木野目252番地４
債務者　福田　　弘
１　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２６０号
埼玉県入間市扇町屋４丁目１番36号　マウントヒルズ201、住民票上の住所埼玉県坂戸市大字竹之内168番地
債務者　藤野　直美
１　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８６６号
大阪市平野区長吉六反３丁目21番13号　ガレー内
債務者　石津まり子
１　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３９１号
大阪市平野区喜連４丁目８番63号ビクトワール喜連603号
債務者　インテリア増田こと　増田　清隆
１　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４１４号
大阪府吹田市竹谷町12番17号
債務者　佐藤　幸司
１　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４３５号
大阪市北区天満橋１－８－10　ＯＡＰレジデンス東館2705号、住民票上の住所大阪市北区同心１丁目７番４－1101号
債務者　西田美佐江
１　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５１９号
大阪市淀川区新北野３丁目８番17－1112号
債務者　大平誠一郎
１　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５８４号
大阪市浪速区恵美須西３丁目12番７号　第一赤川荘302号
債務者　山本　章治
１　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５８５号
大阪市浪速区恵美須西３丁目12番７号　第一赤川荘302号
債務者　山本久美子
１　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５８９号
大阪府枚方市長尾家具町２丁目15番地の２512
債務者　山﨑　　誠
１　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６６３号
大阪府八尾市沼３丁目49番地
債務者　音田　松美
１　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６９７号
大阪市生野区小路東４丁目９番３号小路東ハイツⅠ303
債務者　寺尾　　斉
１　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８５８号
大阪市住吉区長居東４丁目16番27号第２山野マンション205号
債務者　清水嘉津子
１　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８５９号
大阪市住吉区長居東４丁目16番27号第２山野マンション205号
債務者　住畑　久代
１　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８７３号
大阪府寝屋川市日之出町５番８号
債務者　西岡　義洋
１　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８８４号
大阪府八尾市弓削町１丁目180番地
債務者　伊森　敏美
１　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８８５号
大阪府八尾市弓削町１丁目180番地
債務者　伊森　寿子
１　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部